

第2期教育振興基本計画(国)

教育基本法第17条第1項に基づき政府が策定する教育の振興に関する総合計画(H25~H29)



「大綱」は、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌して策定

地方自治体の総合計画

教育に関する「大綱」

地方の教育振興
基本計画

幼児教育や保育に
関する計画

スポーツに
関する計画

文化に
関する計画

...

「大綱」策定の考え方

- 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や根本となる方針
- 学校、総合的な放課後対策、幼児教育・保育の充実、文化、スポーツ等、幅広い分野で市長の有する予算や条例提案等の権限に関する事項についての目標や根本となる方針
- 教育の他、学術、文化、スポーツも大綱の対象となるが、地域の実情に応じて策定するものであり、必ずしも網羅的に記載する必要はない。

本市の「大綱」策定の考え方

本市の教育に関する「大綱」策定の考え方

- 大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長が策定するものとしている。
- 大綱は、地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から地方公共団体の長が策定するものとしていることを鑑み、策定者が教育委員会である学校教育推進計画及び生涯学習推進計画を中心に、教育に関する大綱を策定する。
- こどもプランなど、市長部局における各種計画等も踏まえ、総合教育会議において、大綱の検討・策定を進める。

(本市の大綱のイメージ)

第2期教育振興基本計画(国)(H25~H29)

千葉市新基本計画(H24~H33)

学校教育推進計画(H28~)

生涯学習推進計画(H28~)

...

本市の教育に関する「大綱」

大綱策定のスケジュール

- 平成27年度で満了する「千葉市学校教育推進計画」及び「千葉市生涯学習推進計画」の検討・策定と合わせて、平成27年度中に策定する。

教育に関する「大綱」と関連する主な計画について

第2期教育振興基本計画(国)

・4つの基本的方向性と8つの成果目標(大綱が参酌するもの)

1. 社会を生き抜く力の養成 (1)生きる力の確実な育成 (2)課題探究能力の習得 (3)自立・協働・創造に向けた力の習得 (4)社会的・職業的自立に向けた力の育成
2. 未来への飛躍を実現する人材の養成 (5)新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成
3. 学びのセーフティネットの構築 (6)意欲ある全ての者への学習機会の確保 (7)安全・安心な教育研究環境の確保
4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成 (8)互助・共助による活力あるコミュニティの形成

千葉市新基本計画

10年・20年後を見据え、千葉市の未来を豊かなものとするため、市民・団体・企業・大学など、様々な主体と行政がともに取り組む、まちづくりの計画

- ・方向性2 支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ
- ・方向性3 豊かな心が育ち、新たな価値が生まれるまちへ

(改訂予定)学校教育推進計画

今後概ね10年先を見据えた子どもの姿を捉え、学校教育等の目指すべき教育目標・施策の方向性を定めた指針とするとともに、それを実現するための基本施策及び具体施策を示すもの

<目指すべき子どもの姿>

夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども

(改訂予定)生涯学習推進計画

今後、生涯学習振興行政を展開する上での目標や施策の方向性、事業体系を明らかにするもの

<計画の目標>

市民相互のふれあいによる学習活動を通して、新たな可能性と価値を生み出す地域づくりを推進する
～ 学びあい、支えあい、地域が輝くまち・千葉市を目指して ～

大綱の策定にあたっての論点

大綱の策定にあたっては、「地方創生」の視点と共に、下記の論点も踏まえて検討が必要

- (1) 市民生活や地域産業・経済を支える人材の育成・確保
→ 専門高校の活用なども含め、市民生活やものづくり等の地域産業・経済を支え、担う人材の育成・確保
- (2) 本市に住まうことに「誇り」を感じるようにするための郷土教育の推進
→ 取組みの端緒としての、本市のアイデンティティ醸成に資する郷土教育の検討・実施
- (3) 学校支援地域本部の推進と「コミュニティスクール」の可能性の検証
→ 学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てる仕組みである、学校支援地域本部の試行結果に基づく事業推進、及び発展・展開型である本市にふさわしい「コミュニティスクール」の在り方の検証
- (4) 本市の幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育・保育の充実
→ 「小1ギャップ」の解消等、小学校との接続を十分に考慮した、本市の幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育・保育の充実
- (5) 持続可能なまちづくりに貢献する「生涯学習」の在り方
→ 個人生活の向上と共に、市民生活や地域産業経済を支える人材の育成に繋がる、キャリアアップ教育等に対する「生涯学習」の貢献方策、あるいはそもそもの在り方に係る検討
- (6) 放課後児童対策を含む、子どもたちの居場所づくりとその充実
→ 子どもルームや放課後子ども教室、新たに実施する放課後学習支援、さらには公民館やこどもカフェ等、様々なニーズ、場面に対応した「総合的な放課後児童対策」の検討・実施
- (7) 学校施設や公民館等、都市の既存ストックの有効活用の推進
→ 学校の「空き教室」等の、「総合的な放課後児童対策」での利用など、さらなる活用の推進、及び現在の時代状況に即した公民館の活用方策の検討・実施(管理運営形態の在り方の検討を含む。)